

(その1)

収支報告書

令和6年分
開催分)

(ふりがな) ぎふしいしれんめい

1 政治団体の名称 岐阜市医師連盟

2 主たる事務所の所在地 岐阜市青柳町五丁目4番地

3 代表者の氏名 高井 國之

4 会計責任者の氏名 川出 尚史

事務担当者の氏名

末次 真澄

(電話) 058-255-0365

土屋 智子

(電話) 058-255-0365

(電話)

政治団体の区分

- ☐ 政党
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政治資金団体
- ☒ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
☒ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
☒ 無
 公職の種類
 (現職・候補者の別)

資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者の氏名

公職の種類
(現職・候補者の別)

公職の候補者の氏名(2人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

公職の候補者の氏名(3人目)

公職の種類
(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から
まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)



(注) ※印の項目にて複数の期間がある場合、2つめ以降の期間を「平成31年4月1日～令和1年5月30日、令和1年10月1日～令和1年11月30日」のように記載してください。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	30,542,246
(前年からの繰越額)	16,630,756
(本年の収入額)	13,911,490
支 出 総 額	11,416,577
翌年への繰越額	19,125,669

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	1,123,200
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	312

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	0	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	1,860,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,860,000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	1,860,000	

(注) 個人の負担する党費または会費による収入がある場合は、
「2 収入項目別金額の内訳」の「(1) 個人の負担する党費又は会費」欄に金額と会費を納入した人数を入力します。

(その6)

(6) その他の収入			
行番号	摘 要	金 額	備 考
1	令和6年日本医師連盟年会費	6,140,000	R6. 8. 23
2	令和6年岐阜県医師連盟年会費	4,605,000	R6. 8. 23
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
	こ の 頁 の 小 計	10,745,000	
	1 件 10 万 円 未 満 の も の	183,290	
	合 計	10,928,290	

(注) 1 件10万円以上の収入は個別に明細を記載し、1 件10万円未満の収入は「1 件10万円未満のもの」欄に一括してその合計金額を記載してください。

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳				寄附者の区分	3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考
1	岐阜県医師連盟	1,860,000	R6/3/26	岐阜市藪田南3-5-11	伊在井 みどり	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	こ の 頁 の 小 計	1,860,000				
	そ の 他 の 寄 附					
	合 計	1,860,000				

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に明細を記載してください。

(注2) 「その他の寄附」の欄には、明細を記載したもの以外の寄附の合計金額を記載してください。

(注3) 「寄附者の氏名」欄は、「#」「同上」等の入力はせず、同一者の追加ボタンで操作を行ってください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費			
(2) 光 熱 水 費			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	3,300		
(4) 事 務 所 費	83,277		
小 計	86,577	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	110,000		
(2) 選 挙 関 係 費	300,000		
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	0	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0		
イ 宣 伝 事 業 費	0		
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0		
エ そ の 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	10,920,000		
(6) そ の 他 の 経 費	0		
小 計	11,330,000	0	
合 計	11,416,577		

(注1) 「(2)光熱水費」「(3)備品・消耗品費」「(4)事務所費」の金額は、通年で国会議員関係政治団体（又は資金管理団体）に該当している団体の場合のみ、「その14内容取得」ボタンでその14の合計金額を自動的に入力することが可能です。それ以外の団体の場合は、該当欄に直接入力してください。

(注2) 支出項目ごとの金額のうち、当該政治団体の本部または支部に対して供与した交付金に係る支出があった場合には、その額を「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」欄に入力します。この金額の明細は、「第14号様式（その16）」の「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の内訳」で入力してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	渉外費	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	
1	柴橋正直新政後援会 10/24「市政報告会」会費	100,000	R6/9/30	柴橋正直新政後援会	岐阜市今沢町13番地	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
こ の 頁 の 小 計		100,000				
そ の 他 の 支 出		10,000				
合 計		110,000				

(注1) 「項目別区分」下段の欄は、上段の項目に対する小分類を記載してください。

(注2) 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に明細を記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注3) 「領収書等を徴し難かったもの」の欄は、領収書等を徴し難かった場合に「領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成する」を、振込の場合は「振込明細書に係る支出目的書を作成する」を指定してください。

(注4) 「交付金に係る支出」の欄は、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の場合に、「(交)」を指定してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		2. 選挙関係費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	公認推薦料	備 考
					支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	
1	野田聖子衆議院議員候補選に伴う推薦料	300,000	R6/10/15	自由民主党 岐阜県第一選挙区支部	岐阜市加納新本町2-23三同岐阜ビル	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
こ の 頁 の 小 計		300,000				
そ の 他 の 支 出						
合 計		300,000				

(注1) 「項目別区分」下段の欄は、上段の項目に対する小分類を記載してください。

(注2) 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に明細を記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注3) 「領収書等を徴し難かったもの」の欄は、領収書等を徴し難かった場合に「領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成する」を、振込の場合は「振込明細書に係る支出目的書を作成する」を指定してください。

(注4) 「交付金に係る支出」の欄は、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の場合に、「(交)」を指定してください。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		8. 寄附・交付金	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	日本医師連盟年会費	6,240,000	R6/9/9	岐阜県医師連盟	岐阜市藪田南3-5-11	
2	岐阜県医師連盟年会費	4,680,000	R6/9/9	岐阜県医師連盟	岐阜市藪田南3-5-11	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
	こ の 頁 の 小 計	10,920,000				
	そ の 他 の 支 出					
	合 計	10,920,000				

(注1) 「項目別区分」下段の欄は、上段の項目に対する小分類を記載してください。

(注2) 5万円以上の(国会議員関係政治団体は1万円を超える)支出はすべて個別に明細を記載し、5万円未満(国会議員関係政治団体は1万円以下)の支出は「その他の支出」に一括してその合計金額を記載してください。

(注3) 「領収書等を徴し難かったもの」の欄は、領収書等を徴し難かった場合に「領収書等を徴し難かった支出の明細書を作成する」を、振込の場合は「振込明細書に係る支出目的書を作成する」を指定してください。

(注4) 「交付金に係る支出」の欄は、当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出の場合に、「(交)」を指定してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	☒	☐	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

(注1) 有無について「□」内をチェックしてください。

(注2) 「有」をチェックした場合は、(その18)の該当する項目別区分に記載してください。

(その18)

2 資産等の項目別内訳

資 産 等 の 内 訳			項目別区分	オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)
行番号	摘 要	金 額	年 月 日	備 考
1	残高	3,971,186		定期預金(岐阜県医師信用組合)
2	残高	5,021,231		定期預金(岐阜県医師信用組合)
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				

(注1) 「摘要」の欄には、「残高」と記載してください。

(注2) 「金額」の欄には、残高を記載してください。

(注3) 「年月日」の欄は入力不要です。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等の写し
- ☐ 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- ☐ 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和7年 1月 31日

政治団体の名称

岐阜市医師連盟

会計責任者の氏名

川出

尚史



代表者の氏名

（代表者については解散時のみ記入すること）

（備考）

1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。

2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記入してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではありません。